

米国 TSCA 6条(h) PBT 物質規制

Phenol, isopropylated phosphate (3:1) (PIP (3:1))

遵守日延期について

2021年9月に米国環境保護庁（EPA）は、2021年1月に公表した phenol, isopropylated phosphate (3:1)（略称：PIP (3:1)）の成形品での使用に関する規制について、その遵守日を2021年9月4日からさらに2022年3月8日まで再延長することを公表しました。

2021年1月に最終規則が公表され、一部の例外を除き2021年3月8日からPIP (3:1) の加工・流通が禁止されることになりました。その後、この禁止は PIP (3:1) を含有する多くの成形品に影響を及ぼすことから、遵守日延長を求める内容のコメントがステークホルダーから寄せられました。EPA はこれに応じて、PIP (3:1) の成形品での使用の規制のみ、2021年9月4日まで遵守日の延長を公表していました。

対象物質	遵守日延期の規制内容
phenol, isopropylated phosphate (3:1) （略称：PIP (3:1)） CAS 登録番号：68937-41-7	成形品に使用する PIP (3:1) 及び PIP (3:1) 含有の成形品の加工・商業流通の禁止

また EPA は PIP (3:1) を含む PBT（残留性、生物蓄積性、有害性）5物質について、2021年1月に公表した最終規則の改訂を検討していることを公表し、2023年の春ごろに提案する予定です。なお、最終規則の改訂までは、2021年1月公表の最終規則は、上記の PIP (3:1) の成形品における規制を除き、引き続き有効となりますのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までお気軽にご相談ください。

■お問い合わせ先（環境・健康・安全評価センター 営業担当）

〒160-0017 東京都新宿区左門町16番地1

TEL：03-6896-6436

E-mail：MCJP-MBX-MCR_sales@mchcgr.com

HP：<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/ehs/contact/>